

○高崎市廃棄物処理施設整備等基金条例

平成元年3月27日
条例第20号

(設置)

第1条 高崎市が実施し、又は経費の一部を負担する廃棄物処理施設整備事業及びこれに関連する事業の経費に充てるため、高崎市廃棄物処理施設整備等基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平17条例163・一部改正)

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、当該年度の予算で定める額とする。

(平17条例163・一部改正)

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、[第1条](#)の目的を達成するために、必要な事業の経費に充て、又は基金に繰り入れるものとする。

(平17条例163・一部改正)

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、[第1条](#)の目的を達成するための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(平17条例163・一部改正)

(委任)

第7条 [この条例](#)に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

[この条例](#)は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日条例第163号)

この条例は、平成18年1月23日から施行する。